

## 告 示

### 埼玉県告示第七十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年一月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバモール加須一番街

埼玉県加須市下高柳一丁目二十九番

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） トステムビバ株式会社 代表取締役 豆成勝博

埼玉県上尾市上二百九十八番地の一

（変更後） 株式会社LIXILビバ 代表取締役 渡邊修

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社カスミ 代表取締役 小濱裕正

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一 外計十九者

（変更後） 株式会社カスミ 代表取締役 藤田元宏

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一 外計十五者

#### ハ 変更年月日

平成二十七年七月九日外

#### ニ 届出年月日

平成二十七年十二月十七日

#### 二 縦覧期間

平成二十八年一月十五日から平成二十八年五月十五日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年一月十五日から平成二十八年五月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課